

リュブリンスキイ・ノート

——ロシア刑法学のソビエト時代——

上 田 寛*

目 次

はじめに

リュブリンスキイのたどった道

主要な研究業績

研究活動の出発点

刑事訴訟における人身の自由／国際刑法研究への参加

革命前の特徴的な研究

死刑論／刑事裁判の構造論／『刑法典の技術、解釈および事例』

革命後の研究業績

非行少年と女性の保護／刑事政策領域での研究

優生学へのかかわりなど

あとがき

はじめに

刑法学にとって19世紀末から20世紀初めにかけての時期は、とくに新派刑法学の科学主義と世界主義の衝動に突き動かされて、国際的な相互影響の広がりが見られたことを特徴としている¹⁾。同じこの時期にロシア刑法学

* うえだ・かん 立命館大学名誉教授

1) その象徴的な事実として、ドイツのリスト (Franz v. Liszt)、ベルギーのプリンス (A. Prins) およびオランダのハメル (G. A. v. Hamel) によって1889年に国際刑事学協会 (独 Internationale Kriminalistische Vereinigung, 略称 IK.V.) の結成が指摘できる。その結成宣言によれば、この組織の運営方針は旧来の形而上学的な自由意思論にかわって、犯罪原因論に関する社会学的研究の必要性を強調し、また刑法のマグナカルタ的機能だけでなく

はその黄金期を迎えた。この時期のロシアは、政治・経済的には、農奴制を廃止して近代化を図り、伝統的な農業経済に鉄道と工業を結合して国力の増強を図ることで、予想される帝政の終末を遅らせようとあがいていたのであるが、他方で文化・学術の各領域で西ヨーロッパの諸国に並ぶ輝きをも見せていた。その中で刑事法学の領域においても、既に旧稿でも示したとおり、目覚ましい発展が遂げられていた²⁾。ロシア刑法学は、しかし、その後に特異な歴史展開に巻き込まれることとなる。

帝政下にあったロシアは、第一次世界大戦前線における敗色が濃厚となる1917年、2段階の革命を経て社会主义国家へと転化した。社会構造、経済制度、そして何よりも人々の意識における変革は、しかし一挙には進まず、経済の混乱と食糧危機を背景とする犯罪の激増も報告されている。首都における革命勢力の勝利が広大なロシアへの浸透に手間取る間に各地で革命政権への抵抗が拡大し、帝政ロシアの将軍や軍の一部の組織的な反撃が相次ぎ、ロシアは2年半に及ぶ内戦状態に陥った。その間は息をひそめていた各領域の立法活動や社会科学諸分野の研究活動の再開が見られるのは、1920年の秋、より確実には1921年春の「新経済政策」の発足以降である。本来その支配体制を安定させるために急がれるはずの立法活動が大幅に遅延したのは、もちろん内戦下で緊急に必要とされた軍事的・強制的な政治対応に追われたこと以外に、この革命に特有の周知の事情があった。

革命の主体となり、新しいロシアの国家権力を掌握したロシア社会民主労働党左派（ボリシェヴィキ）は、レーニンの指導の下、労働者と農民の同盟を中心とするソビエト組織による国家運営を重視する立場をとる一方、インテナショナリズムに訴えて諸外国の労働者の革命運動との連携を模索し、近い将来の個別国家制度の解消までを想定していた。ここに成立した

その社会的機能も重視することであった。

2) 簡単な見取り図として、参照、上田「もう一人の刑法学者 M. M. イサーフ」立命館法学409号128-130頁。またその国際的な展開の志向については、上田「国際刑事学協会 (IKV) ロシア・グループの実像」内田博文先生古稀祝賀論文集（法律文化社、2016年）所収を参照。

革命ロシアの政治指導部には、広い範囲でマルクス主義の「法と国家の死滅」論が共有されていたのである。だが、ハンガリーやドイツなどヨーロッパ諸国での革命運動は早期に衰え、国内では内戦と列強による干渉戦争にからうじて勝利したもの、経済活動の破綻によって飢餓の蔓延に歯止めがかからなくなっていた状態では、現実主義的な「一国社会主义」論と私的セクターの活動を広く認める「新経済政策」へと舵を切らざるを得なくなった。ここにおいて「法と国家の死滅」論も一旦は棚上げされ、各領域での立法活動とそれを支える法理論の研究および教育の再開が見られることとなったのである。

厳しい現実から迫られた対応であればあるだけ、その背後の理論的な平面での対抗関係は尖鋭の度を加える。今や公然と復活したかの様相を示す旧来の法理論に対して、それを「ブルジョア法理論」と断定して批判しつつ、革命的なマルクス主義法理論の探求がめざされることは自然の経過である。例えば刑法の領域においては、新生ロシアにおける最初の刑法典であるロシア共和国1922年刑法典の編纂と施行・運用に関わっての、また20年代末から30年代始めにかけての社会主义化の強行の時期における論争を通じての、厳しい理論対立をなぞることによって、そのことを確認することができる³⁾。

刑法的諸制度は本質的に現存の政治体制、権力構造を擁護することを使命としているのであり、そこに刑法の階級的性格が露わとなる。だが同時に、安定した刑法諸制度の運用の前提として「罪刑法定主義」以下の諸原則が採用されることによって、近代刑法の普遍的・中立的な性格もまた強調されうる。そのように考えるとき、「革命的あるいはマルクス主義的刑法理論」とは何であるのか、はかなり厄介な問題である。先に検討したピオントコフスキーやイサーエフの1925年頃の刑法教科書においても、そこで展開されているのは犯罪原因と刑罰の本質についてのマルクス主義的な説

3) その粗雑なスケッチとして、例えば、参照、上田・ソビエト犯罪学史研究（成文堂、1985年）第1章および第2章。

明を前提としたきわめて一般的な刑法理論の体系であり、伝統的な刑法学教科書に近い内容であった⁴⁾。にもかかわらず、それらがマルクス主義の立場からの刑法理論であるとされるのは、結局のところ、刑法理論それ自体が革命的あるいはマルクス主義的であるか、保守的あるいは反革命的であるかによってではなく、犯罪現象の分析と刑法諸制度の歴史理解における科学的視点、つまりは論者それぞれの思想傾向ないし政治的立場を根拠として、断じられているということになろう。

本稿もその一部をなす「ロシア刑法学のソビエト時代」というとらえ方も、したがって、かつて声高に強調された「ソビエト刑法学」についての根本的な疑問に接近することとなる。すなわち、地理的・歴史的な背景を持つ「ロシア刑法学」にとって、「ソビエト刑法学」は単に1917年から1991年に存在したソビエト時代における自身の呼称に過ぎなかつたのか、そうではなく、自身を否定して新たに樹立された科学であったのか、という。

この問題については、しかし、ここで簡単に論じられる性格のものではなく、それなりの準備が必要であり、現段階では結論を保留せざるをえない。本稿もまた、近年の筆者の作業と同様に、ただ、1917年の革命の過程でその社会的激動に巻き込まれ、刑法学者としてまた人間としてそれに対峙した人々の軌跡をたどろうとするものにとどまる。

ロシア刑法学のソビエト時代、とりわけその成立期に注目する中で、これまでわが国ではほとんど取り上げられることのなかつた刑法学者として、リュブリンスキーの名が浮かび上がって来る。年代的にはイサーフと重なりつつ、しかしゲルネットやポリヤンスキイと同様すでに帝政期のロシアにおいて刑法学者として知られ、多くの研究業績を公表していたリュブリンスキイは、1917年以降、ソビエト政権と目立つた確執もなくペテルブルグ大学はじめいくつかの大学で教壇に立ち、研究業績を重ねた。その活

4) 参照、上田「刑法学者ピオントコフスキイの軌跡」立命館法学402号110頁以下、同「もう一人の刑法学者 M. M. イサーフ」立命館法学409号141頁以下。

動によって「ソビエト刑法学・犯罪学」の生成に貢献した一人と言えるが、彼はとくに未成年者の犯罪と非行、保護・矯正の分野への注目で知られる他、優生学や文献学への関心においても特異な存在であった。

リュブリンスキイのたどった道

パーヴェル・イサコヴィイチ・リュブリンスキイ（Павел Исаакович Люблинский）は1882年9月10日、当時ポーランド王国領であったグロドノ（Гродно、現在はベラルーシ領）に誕生した。父イサーク・ヴァシーリエヴィイチ（Исаак Васильевич、1844–1902）はサンクト・ペテルブルグ大学法学部出身の法学修士、弁護士であり、各種の法律解説書の執筆者であった。9歳違いの兄アレクサンドルもまた法律家であった⁵⁾。

彼は幼少時に家族と共に首都へと移り、第5ギムナジウムを銀メダルで修了し1900年にサンクト・ペテルブルグ大学法学部に入学した。リュブリンスキイは在学中、学生の学術サークル、とくにペトラジツキー（Л. И. Петражицкий）が指導者であった法哲学やラボ＝ダニレフスキイ（А. С.

5) 兄であるアレクサンドル・イサコヴィイチ・リュブリンスキイ（Александр Исаакович Люблинский 1873–1940）は、1895年サンクト・ペテルブルグ大学法学部卒業後ロシア帝国司法省に勤務。主な専門は刑法であった。この分野に関する多くの論文を執筆し、『司法省雑誌』（編集幹事でもあった）、『労働保護』、『裁判評論』などの雑誌に掲載されたほか、いくつかの単行本も出版した。プロックハウスとエフロンの百科事典の作成に参加し、刑法をテーマとする記事を寄稿した。ロシア語版 Wikipedia には一連の著述目録も示されているが、全ては1916年までのものであり、革命後の活動を示す資料は参照できない。ペテルブルグのブレオブラジエンスキイ墓地にある彼の墓碑から知られるところでは、弟に後れて1940年に逝去したとされている。https://ru.wikipedia.org/wiki/Люблинский,_Александр_Исаакович

最近に参照できた Евсеев А. П., П. И. Люблинский как криминолог (к 85-летию со дня смерти) // Закон. 2023. № 8. には、リュブリンスキイの弟に関する記述がある。それによれば、弟（Н. И. Люблинский）は1883年生まれで、1910年にモスクワ大学医学部を卒業、薬化学を専門とし、薬局で働き、革命後は「ロシア赤十字社」の職員として働いた他、レニングラード地方建築資材公社で様々な役職に就いた、とされている。典拠は示されておらず、他にこのことについて触れた資料を参照することはできない。

Лаппо-Данилевский) の指導する歴史学・言語学のサークルで活躍したとつたえられる。法学部を1904年に第1等の成績で修了後は、教授職を目指しての研究活動のために刑法・刑事訴訟法講座にとどめおかれ、同時に図書館司書にも任じられている。

リュブリンスキイは1907年、論文「刑事訴訟における人身の自由」により修士学位を認められ、1908年1月1日、刑法・刑事訴訟法講座の助教授に任命されている⁶⁾。

ペテルブルグ大学以外では、リュブリンスキイは1909年にはベストワージェフ女子高等学院の教授を兼任し、刑事訴訟法を教えた他、精神神経研究所でも教鞭をとったとされている。また、この時期にも彼は旺盛な執筆活動を続け、『裁判評論』や『司法省雑誌』に投稿し、『社会科学の諸問題』を刊行し、また『刑法と刑事訴訟雑誌』の編集者を務めた。

1917年2月革命後、1917年4月28日の臨時政府の決定によって、リュブリンスキイは国家枢密院の参議に任命された⁷⁾が、臨時政府は同年10月に瓦解した。それ以降の彼の所属や活動については明らかにされていない点が多いのであるが、ペテルブルグ大学(=レニングラード大学)の公式記録では、彼は1924年に同大学ソビエト法学部の教授となり、1930年まで在籍したとされている。担当講座・科目などの情報はない⁸⁾。また、それと兼務



6) ペテルブルグ大学法学部の公式ページでは、1909年から1916年までの彼の担当科目が証拠理論、刑罰制度論、刑法と刑事訴訟法の実務などに及んでいたことが示されているが、1917年以降については記録がない。

7) 国家枢密院は当時のロシアにおける最高位の司法機関であった。リュブリンスキイとともにゲルネット(M. Н. Гернет)やポリャンスキイ(Н. Н. Полянский)、チュビンスキイ(М. П. Чубинский)なども任命された。

8) 1917年10月以降、ソビエト政権の下で大学法学部は頻繁な組織改編に見舞われたが、ペトログラード(ペテルブルグ)大学は1918年6月に第1ペトログラード国立大学と改称され、翌年には大学の法学部は社会科学部内の政治法学部に改められ、さらに1926年にはソビエト法学部として再編されている。См. Люблинский Павел Исаакович (Исаевич) //

する形で、1917年10月以降、社会教育研究所、ゲルツェン教育学研究所に勤務し、またレニングラード法律学研究所で刑事訴訟法の部長、母子保護研究所で社会衛生学の部長を務め、さらに1920年から1930年にかけてレニングラード国立教育学研究所の少年の社会法的保護講座でも教育に当たった、とされている。

1930年には、アメリカ社会政治科学アカデミーの会員に選出されている。

レニングラード大学の組織改編によって、1930年、法学部は廃止され、それまで存在したソビエト法学部を基礎として、ソ連邦司法省所管のレニングラード法律学研究所が開設されたが、リュブリンスキイはその刑事訴訟講座の長であった。

リュブリンスキイは1938年に、その多数かつ高水準の学術業績により、学位論文の審査抜きで法学博士の学位を認証された。だがその年の12月20日、彼はレニングラード南方のヴィリツァ駅において“不運な事故”により死亡した⁹⁾。56歳であった。

主要な研究業績

リュブリンスキイの研究業績は多方面にわたり膨大な数にのぼるが、それらのうち主要なものは、以下のとおりである¹⁰⁾。これらのうち1～15が帝政時代から1917年3月に成立した臨時政府の施政下までに公表されたも

<https://bioslovhist.spbu.ru/person/812-lyublinskiy-pavel-isaakovich-isayevich.html>

9) だが、この点につきリュブリンスキイの孫娘は、祖父の想い出を綴ったエッセイの中で、彼が1913年から別荘を構えていたヴィリツァの鉄道駅の近くで、故意に列車の前に身を投げたと示唆している。См: Люблинская Л. Один день из русской истории XX века // Изыщная словесность. 2021. N22. стр. 24–30.

10) シャルゴロヅキーによるネクロローグ (Шаргородский М., П. И. Люблинский (некролог), Ученые записки Лен. Юр. И., 1939, Вып. 1, стр. 110–112.) に添付して公表されているリュブリンスキイの業績リストには、316点の研究書、論文、評釈記事などが挙げられている。См. Библиография печатных трудов доктора юридических наук профессора П. И. Люблинского, там же стр. 112–127.

のであり、16以降はソビエト政権下で公表されたものである。後期にはゲルネットやポリヤンスキーとの共同作業も多い。

1. Преступления против избирательного права. — С.-Петербург, 1906. — 231 с.
2. Свобода личности в уголовном процессе: Меры, обеспечивающие неуклонение обвиняемого от правосудия. — С.-Петербург, 1906. — 701 с. : 修士学位論文
3. Право амнистии: Историко-догматическое и политическое исследование. — С.-Петербург, 1907. — 363 с.
4. Особые суды для юношества в Северной Америке и Западной Европе: Из «Журнала Министерства Юстиции» (сентябрь-октябрь 1908 г.), — С.-Петербург, 1908. — 82 с.
5. Сообщение «Особые суды для несовершеннолетних в России», Русская группа Международного союза криминалистов: общее собрание группы в Москве 21-23 апреля 1910 года, С-Пб. 1911, стр. 263-299.
6. Очерки уголовного суда и наказания в современной Англии. — С.-Петербург, 1911. — 715 с.
7. Итоги международного тюремного конгресса в Вашингтоне: Из «Журнала Министерства Юстиции» (Февраль и Март 1911 г.). — С.-Петербург, 1911. — 91 с.
8. Памяти трех русских криминалистов И. Я. Фойницкого, Д. А. Дриля, Н. Д. Сергеевского. — С.-Петербург, 1914. — 152 с.
9. Международные съезды по вопросам уголовного права за десять лет (1905-1915). — Петроград: Сенатская Типография, 1915. — 379 с.
10. Новая теория уголовного процесса — Петроград: Сенатская типография, 1916. 44 с.

11. Петроградский мировой суд за пятьдесят лет [Текст]/ П. И. Люблинский. // Журнал Министерства юстиции. — 1916. — № 10. Декабрь. — С. 250–263.
12. Процесс, как судебный порядок, и процесс как правоотношение: Из «Журнала Министерства Юстиции» (январь 1917 г.). — Петроград: Сенатская Типография, 1917. — 30 с.—
13. Техника, толкование и казуистика уголовного кодекса. — Петроград: Типо-Литография Руманова, 1917. — 268 с. — (Записки Юридического факультета Петроградского университета; Выпуск V).
14. Выборный местный суд. — Петроград: Акц. о-во «Муравей», 1917. — 31 с. — (Задачи свободной России.).
15. Права и обязанности гражданина в демократическом государстве. — Петроград: Издательство «Единение», 1917. — 30 с. — (Библиотека изд-ва «Единение», N 10).
16. Борьба с преступностью в детском и юношеском возрасте: (с официально-правовые очерки) — М.: Юридическое изд-во Наркомюста, 1923. — 300 с.
17. Законодательная охрана труда детей и подростков. — Петроград: Academia, 1923. — 103 с. — (Новое право).
18. Условное осуждение в иностранном и советском праве /П. И. Люблинский. — М.: Изд-во «Право и жизнь», 1924. — 127 с.
19. Преступления в области половых отношений [Текст]/ П.И. Люблинский. — М.: Изд-во Л. Д. Френкель, 1925. — 246 с.
20. Люблинский П. И. и Полянский Н. Н. Уголовно-процессуальный кодекс: Научно-популярный практический комментарий. — 2-е изд., перераб. и доп. — М.: Изд-во «Право и жизнь», 1928. — 428 с.
21. Молодые рецидивистки / “Изучение преступности и пенитенциарная практика”. (Всеукраинский кабинет по изучению личности

- преступника и преступности). Выпуск 3. Одесса : 1930. — с. 14–33.
22. Полиция, суд и тюрьмы Америки. — М.: Госиздат «Советское законодательство», 1933.

研究活動の出発点

ロシアにとって運命的な1917年11月に先立つ10年間は、リュブリンスキイにとって集中的な研究・執筆活動の時期であった。彼は、ペテルブルグ大学法学部卒業後、驚くほど短期間のうちに、一連の堅実な学術的な著作を出版した。最初の著作『選挙権に対する犯罪』(上掲リスト1) および学位論文となった『刑事訴訟における人身の自由：被告人が司法から逃れられないようにするための措置』(上掲リスト2) は共に1906年の刊行であるが、実際には、それ以前、未だ学生であった1903年以来、彼は『裁判評論』誌や『司法省雑誌』、『法』誌などに40編を超える評論記事、論文などを公表していたことが知られている。

刑事訴訟における人身の自由

修士学位論文である『刑事訴訟における人身の自由：被告人が司法から逃れられないようにするための措置』はロシア法史を専門とするラトキン (В. Н. Латкин) 教授の指導の下にまとめられた大著である¹¹⁾。リュブリンスキイは本書の序文において、裁判手続きにおいて個人の身体、その権利をいかに尊重し、保護するかという問題は、国家制度全体における市民の自由に対する取り扱いの水準を示すものであり、国家の教育的使命を成功裏に果たすための必要条件であると強調している。裁判手続き上の強制は、根

11) ラトキン教授の影響と指導を示唆するのはエヴセエフ (Евсеев А.П., указ. соч., стр. 81) であるが、ペテルブルグ大学の教員紹介のサイトでもリュブリンスキイの指導教員として彼の名が挙げられており、またラトキン教授はリュブリンスキイの父イサーク・ヴァシリエヴィッヂの友人として、一家がユダヤ教からキリスト教に改宗するに際してリュブリンスキイの洗礼親となったとされていることからも、そのような経過は自然である。ただし、リュブリンスキイ自身は本書の序文あるいはあとがきの中でもラトキン教授について全く言及していない。

拠と理由のあるものでなければならない。そうしてはじめて、人間の意識、感情、思考、意思に大きな影響を与えることとなる、としてリュブリンスキイは、「公正さが実現されるのは、強制を受けた人が、その根拠が自分の行為にあることを明確に知り、何の理由もなく盲目的な手によって自分に課せられているのではないことを理解している場合にだけである。」と書いている¹²⁾。にもかかわらず、このような重要な問題に対してロシアではほとんど研究が行われて来なかった事實を指摘した上で、本書はその第1部において、古代ローマ法、イギリス法、フランス法、ドイツ法のこの制度に関する立法上の取り扱いの変遷を詳細に検討した上で、それらと対比する形でロシアの古代の共同体から帝政期までの状況をなぞっている。

続いて第2部では、この制度に関するロシア帝国の法制度を詳細にまた批判的に検討している。

ここで順次取り上げられているのは、裁判所への出頭手続きの原則（被告人の連行、強制的措置、仮逮捕などの理由付けと無許可の行動に対する警察の責任）、一般的および特別な身柄保全の措置（不移動の誓約、保証金の賦課、居住証明書の没収、警察監視、自宅軟禁、勾留など）、被告人の出頭保全措置を管理する機関の権限（司法・地方司法機関、控訴・上訴裁判所など）、逃避防止措置を課す際の裁判官の権限の限界、再勾留の理由などについてであり、それらを規制する法律の要件が詳細に検討されている。さらに本書では、それら出頭保全措置を適用される者の権利とその行使の手段について一章を割き、捜査中の勾留の制度と期間の限定、誤った起訴に対する国家責任と被疑者への賠償に関する規定などが詳細に取り扱われている。

それらの検討を踏まえた「結論」としてリュブリンスキイは、刑事手続における個人の自由の保障を目的とする改善の可能性について述べる。具体的な立法提案として最初に挙げられているのは警察勾留に関わる法規制の改革である。私人による逮捕は現行犯の場合に警察署または裁判官に引

12) Люблинский П. И., Свобода личности в уголовном процессе: Меры, обеспечивающие неуклонение обвиняемого от правосудия, С.-Петербург, 1906, стр. 13.

き渡すまでに限って認められるべきであり、警察において勾留する場合は、重大な犯罪の嫌疑があることを根拠として24時間に限って認められ、その時間内に速やかに裁判所に引き渡されねばならないこと、また警察以外の全ての行政当局の人を拘束する権限を廃止することを明確にすべきだと主張している¹³⁾。ドイツでもすでに多くの議論がなされており、ロシアでも予審手続きの全体を当事者主義の方向にそって改革することが必要であるが、それに至る前にも個別具体的な多くの改善措置が求められている、とするのである¹⁴⁾。

この予審制度に関して典型的なように、リュブリンスキーの本書は、20世紀初頭のロシアにおける刑法制度の発展度合いと人権・市民権の尊重の限界を反映し、施行中のロシア刑事手続法の問題点とその改正への言及が多く、理論的な水準の高さと共に、きわめて実務的な性格を帶びている。この著作は、当時のロシアにおいて、常に法律との問題を抱えていた左翼政党の党員や、1905年から1907年の革命期以降に逮捕された自由主義運動や政党の関係者にとって、特に興味深いものであったであろう。

国際刑法研究への参加

この時期のリュブリンスキーの旺盛な研究と著作の多産には驚くべきものがある。翌1907年には363ページの『恩赦法』（上掲リスト3）を出版し、1908年には82ページのパンフレット『北米と西ヨーロッパにおける少年のための特別法廷』（リスト4）を出版し、1911年には715ページの大著『現代イギリスにおける刑事裁判と刑罰概説』（リスト6）とともに『国際刑務会議ワシントン大会の報告』（リスト7）が刊行されているが、この報告書も91ページの大部のものである。後者に並ぶものとして1915年に刊行された『この10年間に開催された刑法の諸問題に関する国際大会』（リスト9、379ページ）があるが、これらには当時のリュブリンスキーの国際的な関心のありようが示されている。

13) Там же, стр. 679-680.

14) Там же, стр. 685-688.

19世紀末から20世紀初めにかけて、ヨーロッパと北米の刑事法研究は国際化の大きなうねりの時期を迎える。その象徴的な出来事はドイツのリスト (Franz v. Liszt)、ベルギーのプリンス (A. Prins) およびオランダのハメル (G. A. v. Hamel) によって1889年に設立された国際刑事学協会 (独 Internationale Kriminalistische Vereinigung, 略称 I.K.V.) の登場であったが、当然のことながらロシアの刑法学者の間でもそのような動きに同調しようとする声が高まった。代表的な刑法学者たちの働きかけを受けて、1897年11月23日、国際刑事学協会ロシア・グループの結成会議が開催された。帝国司法省の一室で開催された会議では、冒頭、発起人であり国際刑事学協会の中央委員会のメンバーであったフォイニツキー (Фойницкий, И. Я. 1847-1913) が演説し、この会議の目的を次のように説明した。「ロシアのクリミナリストは本日、法律的および社会学的な現象である犯罪の研究をその課題とする国際協会と組織的に一体となる。この協会は1888年に、諸国のクリミナリストに相互の意見交換と研究活動上の助力を提供する目的で結成されたものであるが、この一般的な目的とは別に、協会の結成には特別の目的もあった——つまり、ロンブローネの学派によって作り出され、全刑法制度を根底から否定する学説に反撃を加えることである。協会は人類学的な視点を認めた上で、その極端な主張に反対し、社会学的な視点と法律的な視点をそれに付け加えることを要求したのである。」 そして「協会は完全に自由な、一切の形式主義を排した、法学的・社会学的な現象であると理解された犯罪およびそれとの闘争手段、とりわけ刑罰に関する諸問題の、科学的な研究に关心を持つ人々の集まりであり」、それによってこれまでに推進されてきた研究活動に、ロシアの研究者はその研究範囲を広げることで貢献可能であるが、他方、ロシアは広範な研究成果と経験をそこから得ることができる。「国際協会ロシア・グループはあくまでもロシアの法律学ならびにロシアの生活の利益と必要を踏まえて創設されるのである。¹⁵⁾」

15) Международный союз криминалистов. Русская группа, С-Пб. 1902, стр. 6-8.

1904年、大学を卒業したばかりのリュブリンスキーは国際刑事学協会のロシア・グループへの加入が認められた¹⁶⁾。それ以降、ペテルブルグ大学法学部の刑法・刑事訴訟法講座に所属しての研究活動とともに、グループの集会や国際的な刑事法関係の大会などへの参加と報告など、リュブリンスキーの国内外での旺盛な活動が見られることとなる。リュブリンスキーは、1905年にブダペストで、1910年にはワシントンで開催された国際刑務会議 (Congrès pénitentiaire international) に出席し、それぞれのテーマにそくしてロシアの問題状況などを報告した。そこでは、とりわけ1910年の会議において、彼自身多くの出席者とともに少年の刑事裁判手続きを成人のそれとは区別すべきだと発言し、会議が少年手続の立つべき原則を提言したことを評価するとともに、それに劣らず重要な、保護観察の組織化の問題や刑務実務に携わる職員の専門的な知識の水準を引き上げる必要性などにかかるべき関心が払われなかったことを遺憾としている¹⁷⁾。

この時期の刑事法領域での国際的な会議や大会の活発な開催状況は、よく知られているとおり、当時のドイツをはじめとする国々での新派刑法学の大きな関心対象が執行猶予や仮釈放の制度の導入や刑事施設の改善、少年に対する保護的な刑事施策の確立にあり、それらによって古めかしく過酷な刑事拘禁と強制労働を柱とする旧来の刑事政策を克服せねばならないという信念に突き動かされての、国際的な運動が展開されたことによるものであった。だが、19世紀末から20世紀初めにかけての活発な国際的な連携と学問的な交流の動きは、徐々に参加する研究者の国別のグループの活動に重点が移り、また直接には1914年の第一次世界大戦の勃発により、停

16) 当時のロシア刑法学界の代表的な法学者の一人であり、政治家としても著名であったナボコフ (В. Д. Набоков、1869-1922) が、2代目議長として署名したリュブリンスキーの会員証が、遺族の手もとに残っている。Евсеев А. П., там же стр. 82. ついでながら、彼の兄アレクサンドル (当時は司法省第2部職員) も1902年3月に加入している。

17) Люблинский, П. И., Седьмой международный пенитенциарный конгресс в Будапеште, 1905 г., СПБ, 1905 г., стр. 45. Его же, Итоги международного тюремного конгресса в Вашингтоне. СПБ, Сен. тип., 1911 г., 93 стр.

止へと向かった。国際刑事学協会内の最大の国別グループであったロシア・グループも、1915年をもってその活動を止めた¹⁸⁾。

この国際的なうねりの中、リュブリンスキーは『司法省雑誌』や『法』誌などに旺盛に西ヨーロッパと米英の刑事立法の動向や刑事政策の改革等に関するトピックを紹介し、またそれらに関わる研究を公表し続けていた。たとえば、リュブリンスキーは、「刑事訴訟における公選弁護¹⁹⁾」、「北アメリカにおける仮釈放と不定期刑²⁰⁾」、「刑罰の概念²¹⁾」、「家族を無資力で残した場合の責任²²⁾」、「ドイツとオーストリア＝ハンガリーにおける戦時刑事法制²³⁾」など、刑法と刑事訴訟法のさまざまな問題に関する一連の論文を法律雑誌に発表していた。だが、多くの国を巻き込んだ第一次世界大戦の継続と1917年春以降のロシア社会の激動をうけて、彼の国際的な活動が停止するだけでなく、研究活動そのものが、外部からうかがわれなくなってしまう。特徴的なのは、ペテルブルグ大学の教員となって以降の彼の公表論文、雑誌記事などは例年15点ほど、1916年には24点を数えたが、そのかなりを外国刑法に関するものが占めていたことである。しかし1917年の10点以降は、1922年の1点まで記録がない。

18) 参照、上田「国際刑事学協会（IKV）ロシア・グループの実像」、内田博文先生古稀祝賀論文集『刑事法と歴史的価値とその交錯』（法律文化社・2016年）、685頁以下。なお、リュブリンスキーによれば、1912年の協会の構成員総数1243名中、ドイツ・グループの315名に対して、ロシア・グループは405名に達していた。Люблинский П.И. Международные съезды по вопросам уголовного права за десять лет (1905-1915). С-Пб. 1915, стр. 140.

19) Люблинский, П. И., Публичная защита в уголовном процессе, «Юрид. вестн.», 1913 г., кн. 1, стр. 84-96.

20) Люблинский, П. И., Условное освобождение и неопределенные приговоры в Северной Америке, «Журн. угол. пр. и проц.», 1913 г., №№ 2 и 3.

21) Люблинский, П. И., Понятие наказания, (Отд. оттиск из журн. «Юридич. вестн.», 1914 г., VII-VIII (III-IV), 32 ст.

22) Люблинский, П. И., Ответственность за оставление семьи без средств, «Журн. Мин. юстиции», 1915 г., кн. 4, стр. 24

23) Люблинский, П. И., Уголовное законодательство военного времени в Германии и Австро-Венгрии, «Журн. Мин. юстиции», 1916 г., кн. III, стр. 259, кн. IV, стр. 223.

革命前の特徴的な研究

死 刑 論

リュブリンスキイの刑法理論の基点として注目されるのは、刑罰觀、とりわけ死刑の問題に関する彼の理解である。それを端的に示すのは、若いゲルネット (M. H. Гернет) やポリヤンスキイ (Н. Н. Полянский) らによってモスクワに結成された“反死刑闘争連盟”が1909年に公刊した論文集『死刑について——ロシアの刑法学者たちの意見——』²⁴⁾ に掲載された彼の論文である。

論文の冒頭、リュブリンスキイは、当時のロシア社会を念頭に次のように述べている。今日、文献では死刑に反対するさまざまな議論を見かけるが、そのいずれも、特定の条件を満たした場合にのみ有効である。死刑はキリスト教に反すると指摘する人もいる。しかし、この議論は、宗教の教義に縛られていると自認し、その教義を行動のすべての規範の頂点に置く人たちにのみ有効だ。このように、死刑に反対する議論は、特定の倫理觀から行うことはできるが、その前にその倫理觀の普遍的な意味を証明しなければならない、などという議論になってしまう。つまり、「道徳的、美的、宗教的な評価は、いずれも絶対的な意味を持つとは主張できないのであれば、国家がそれらを考慮しなければならない理由、死刑の適用を必要とする国家の側の利益よりもそれらを優先しなくてはならない理由は証明されていない」ということになる。そうではなく、リュブリンスキイによると、死刑は、国家の正当性を損ない、社会を堕落させるため、容認できないのである。

彼の説明するところでは、かつて、国家は「夜警」としての役割、つまり既存の利益を守る役割に満足していた。しかし、歴史の発展と国家権力の強化に伴い、国家はますます多くの権限を引き受け、「国の経済生活の指導者となり、階級間の矛盾を調整し、国民の精神的・道徳的向上に対する

24) О смертной казни. Мнения русских криминалистов: Сборник с приложением указателя литературы на русском языке о смертной казни. М., 1909.

配慮を何倍にも増やし」、そのため、「国家が要求する行動は、もはや単純な行動にとどまらず、時には高い道徳的レベルにある複雑な行動の組み合わせとなる」。したがって、「国家が国民の精神に倫理的腐敗の要素、倫理水準を低下させる規範を持ち込むことは、国家と社会のさらなる進歩に破滅的な影響を及ぼすはずだ…… 法律に従う動機を恐怖と畏怖の動機に置き換えることで、死刑は市民に高いレベルの行動を求めることが不可能にする。なぜなら、臆病な奴隸は、自由な市民ができるることを成し遂げることはできないからだ。それ〔死刑〕は、刑罰としての目的を達成できないからではなく、国家の文化的な発展を妨げるから不適切なのだ。国家の文化的な発展は、賢明な権力者の第一義的な義務なのである。」²⁵⁾

死刑制度への反対を、単なる人道主義あるいは生命権の絶対性などを根拠とするだけでなく、より広範な、刑法制度を含めた法と国家の社会・経済史を踏まえた論理的視座から展開している点において、この若いペテルブルグ大学准教授の主張が注目されたことは当然であった。

刑事裁判の構造論

また革命前のリュブリンスキーの研究活動において特徴的なものの一つは、刑事裁判の構造に関するものである。

1916年、『司法省雑誌』にリュブリンスキーの論文「刑事訴訟法の新理論」（上掲リスト10）が掲載された。この著作は、刑事手続を裁判所と当事者の間の法的関係として考える理論の登場に向けられている。自身の考え方を説明して、彼は次のように書いている。「私は、当事者と裁判所との訴訟関係の理論に反対して、訴訟（公法的な）関係は国家と当事者、特に被告人との間にあるという見解を提起したのである。手続きにおける被告人の権利とは、弁護権、捜査の自由、公平で独立した裁判所を求める権利である」。彼は、それが当事者と裁判所の関係ではなく、国家と被告人との関係であることを強調するのである。

25) Там же, стр. 64–66.

この論文に対しては、国内外で一連の批判的な論文・著述が公表された。リュブリンスキーは、1917年に出版された小冊子『司法手続としての訴訟と法律関係としての訴訟』(上掲リスト12)の中で、それらに回答した。彼はここで、先の論文で述べられている刑事訴訟法の理論の主要な考え方を展開し、批判に応えている。リュブリンスキーは、「私の主要な立場は、訴訟において生じる様々な公法的関係（当事者、裁判所、検察庁などの関係を含む）は、裁判所と当事者の間ではなく、国家と手続に参加する様々な機関や人物との間で生じるという事実に帰着する」と書いている。同時に、リュブリンスキーは、「国家に対する当局の公法的関係は、私法的構成を基礎として発展した通常の法律関係の図式には当てはまらない」と強調した。公法上の関係においては、権利と義務は、「利害の区別」の原因である私法のように鋭く対立することはない。なぜなら、両者は「公益」、「共同の利益」という共通の目的を持っているからである²⁶⁾。

この議論について、近年、それは刑事訴訟における当事者主義の正当性を論じる主張につながるものだとする説明も行われている。つまり、検察官による刑事訴追の提起は、その目的として、国家の刑罰権をその権限ある機関の個人として実現し、この権利を決定する刑罰法規を施行することをめざしており、それにもけて、対等な当事者として被告人側と対抗することに刑事訴訟の本質がある、とされるのである。問題の核心は、被告人の裁判所ないし検察官との権利義務関係にではなく、刑罰権を持つ国家との関係にあるのである²⁷⁾。

『刑法典の技術、解釈および事例』

革命前のリュブリンスキーの著作の中で特に注目されるのは、1917年に

26) Люблинский, П. И., Процесс, как судебный порядок, и процесс как правоотношение: Из «Журнала Министерства Юстиции» (январь 1917 г.). — Петроград: Сенатская Типография, 1917, стр. 24–25.

27) См. Круглов И. В., К вопросу об исковом способе производства по уголовному делу, <https://cyberleninka.ru/article/n/k-voprosu-ob-iskovom-sposobe-proizvodstva-po-ugolovnomu-delu>

初版が刊行された『刑法典の技術、解釈および事例』（上掲リスト13）である²⁸⁾。

本書の執筆を促した特別の事情などについては、著述において格別の説明もなされていないが²⁹⁾、20世紀初頭のヨーロッパとアメリカ、そしてロシア自身の慌ただしい政治状況に並行して、刑事法分野でも多数の刑法典や刑罰法規が登場し、また改編されたという事実、また国際刑事学協会の活動に象徴される刑事法領域での国際化の進展も、刑事立法における国際基準を意識することを要求したという事情を忘れるべきではないであろう。

近代法、とりわけ近代刑法については、立法者の側において専門的学術的に正確な、二義的な理解を許さない厳密な用語法によって法規範の名宛人と適用対象、規範命令の内容とその限度とが表現される必要があり、また市民の側では当該法規範の意義を正確に理解し、必要な場合にはその限界を見極め、自身の自由と権利を護らねばならない。いずれにしても、立法とその運用の実際は、複雑な技術的・専門的なプロセスであり、その研究は、法律の規定を正しく理解するために間違いなく重要である。そのことを端的に示すイエーリングの言葉、「法の技術的不完全さは、その特定の側面における不完全さや、一つの側面に対する軽視だけではとどまらない。技術的不完全さは、法全体の不完全さであり、そのあらゆる形式、課題、目的を損なうものなのである。」を冒頭に引用しつつ、リュブリンスキイは、「立法者の考えを発展させ、そこから必要な内容を引き出す術は、法的解釈によって学ばれる。解釈（または説明）は、刑事法の規範を刑事上の法的評価の過程で解釈することであり、最も困難な問題の一つだ」と指摘し、18

28) 本書は2004年にモスクワ大学法学部のトムシノフ教授の監修により、『ロシア法学遺産』シリーズの一冊として再刊されている。Техника, толкование и казуистика уголовного кодекса /П. И. Лоблинский, Под ред. В. А. Томсина; Московский государственный университет им. М. В. Ломоносова. Юридический факультет. — М., 2004 (Русское юридическое наследие).

29) 本書の刊行された1917年、2月革命後に成立した臨時政府によって、1917年4月にリュブリンスキイが国家枢密院の参議に任命されていることと何らかの関係があるとも推測されるが、すでに同年10月臨時政府は瓦解しているため、彼の裁判・立法実務への関与も比較的短かった。

世紀以来の西ヨーロッパとロシアの刑罰法規と刑法理論を例として、まず、刑法の「言語と用語」、「刑法規範の構造——犯罪行為、制裁、刑罰——と体系」といった「刑法典の技術」が説明され、次いでそのような「刑罰法規の適用」方法とともに「刑法の解釈の理論」が論じられている。当時のドイツやイギリスの法学者の研究をも援用しつつ、ロシアの刑罰法規の状況とその運用・解釈の問題点について検討するリュブリンスキーの研究は、ロシアの刑事法学を質的に豊かにするものであったと評価されよう。近年のロシアの研究者によっても、「彼の著作において展開されている多くの命題は、1世紀を経た今日もその妥当性を失っていない。それらは、刑事法分野における学術研究の推進や規範制定の過程において、依然として参照されるものである。」と評価されている³⁰⁾。

本書についてとりわけ目を引くのは、最後のセクションである「IV. 刑法典の解釈事例」である。そこには、“刑法の適用と解釈の方法を習得するうえで最良の方法”として、刑法の各領域における具体的な事例を内容とする演習課題が240事例提示されている。それら事例の一部は国内外の裁判実務から抜粋され、また一部は学生の刑法演習のために講壇事例として作成されたものである³¹⁾。

30) Густова Э. В., Основные идеи о толковании уголовного закона в исследовании П. И. Люблинского, «Вестник Нижегородского университета им. Н.И. Лобачевского», 2020, № 1, с. 108.

31) 興味にまかせてその一部を紹介すると、以下のようなものである。

1. 次のようなものに対して正当防衛は可能か。a) 10歳の幼児に対して、b) 精神病者に対して、c) 緊急避難を行う者に対して、d) 国家元首に対して、e) 違法な命令を執行する公務員に対して、f) 飼い主によってけしかけられた犬に対して。
2. 消防隊が出動した。火災の隣家の主人が言うには、a) 家を消火するために池から水を汲むことを許さず、b) 手にリボルバーを持って、火災の拡大を防ぐために必要になる破壊から自分の家を守ると隊長を脅す。隊長は彼を妨害する隣家の所有者を拘束したり自由を奪ったりすることができるか？ボランティア消防隊の隊長はその権利を有するか？
11. ヴォッカチオは『デカメロン』の中で、自分の鶏に特別な餌を与えて、金貨を産むように仕向けたある農婦の話をしている。彼女は、国家の通貨を偽造しようとした罪で有罪になりうるか？

この時期リュブリンスキイは国際刑事法の形成に積極的に参加した（1905年から1915年までの国際刑事学協会のすべての大会に積極的に参加）。その過程で、彼は少年司法の諸原則を理論的に基礎づけた。また、刑事的な法関係の一般理論の発展に大きく貢献した（法関係の要素と主体構成、刑事法関係の保護的性質と公共的性質、その派生可能性ならびに規制される法的関係との対応が取り上げられた）。

革命後の研究業績

非行少年と女性の保護

10月革命以前、リュブリンスキイはサンクト・ペテルブルグ大学に在籍し、准教授として教育と研究とに従事していたが、同時にベストゥージエ

-
214. A. は B. を説得し、彼の所有する空っぽの小屋に火を放つよう頼んだ。B. は他人の小屋を A. の小屋と間違えて火をつけた。
 230. 郵便配達員が祝日の前に全ての手紙を配達することができず、後日配達するつもりで何通かを自宅に持ち帰り置いていた。彼の幼い子どもたちが何通かの手紙を破り捨てた。そのうちの一通には、その手紙が金銭を内封しているとの表示は無かったにもかかわらず、10ルーブリが入っていることが判明した。郵便配達員の妻は、子どもたちの手にあるその手紙を見て、祝日の出費のために使おうとそれを取り上げた。そのことを夫に告げると、夫は、破れた手紙はどうせ宛先には届かないだろうと考え、その金を家庭の出費にあてるに反対しなかった。このことは配達員の隣人によって上司の知るところとなる。
 237. a) ある雑誌に解答のないパズルが掲載されている。このパズルを解くと、地元の警察官を侮辱するフレーズが得られる。読者の何人かがこのパズルを解き、その解答は町で知られるようになった。この雑誌を侮辱罪で起訴することはできるか？
b) 地方新聞の記者が、主人公が行政当局の一人を想起させる物語を掲載した。その物語には、この主人公を侮辱する事実が記載されている。行政当局のメンバーは、編集長に対する告発を提起した。だが編集長は、その物語は芸術作品として掲載されたものであり、その内容について事実確認を行う義務はないと主張した。
 240. 取り調べ官は、窃盗の前科のある者に窃盗の嫌疑をかけ、十分な証拠がないまま、彼の責任を追及し、身柄を拘束した。検察官は、取り調べ官が行ったことを知りながら、被疑者の不服申し立てに法的効力を与えない。被疑者を3カ月間勾留した後、取り調べ官は証拠が不十分であるとして事件を廃止する手続きをとった。

フ女子高等学院や精神神経研究所でも教鞭をとったとされる。リュブリンスキイはすでに少年非行対策と児童保護の問題をロシアで最初に取り上げた一人であったが、さらに彼の行動は、ロシアの優れた小児科医ラウフフス (Карл Андреевич Раухфус, 1835-1915) が1913年に立ち上げた「全ロシア母子保護協会」の活動への参加という形で、実践面でも促進された。この分野でのリュブリンスキイの研究は、ロシアでも子どもたちに悲惨な影響を与えた第一次世界大戦中に強化された。戦争によって引き起こされた社会的な混乱と生活環境の悪化は、浮浪少年、非行集団の広がり、未成年者の売春の増加などをもたらしたが、その少年たちを処罰することだけでは明らかに不足であった。リュブリンスキイは、孤児や浮浪少年に対する救護施策の充実とともに、独立した未成年者のための特別法廷の創設を提唱していた。

革命後、リュブリンスキイはペテルブルグ大学の改組にともない、ペトログラード法律研究所で刑事訴訟法の学科長を務め、ゲルツエン教育学研究所でも勤務した³²⁾。刑法と刑事訴訟法の分野で研究を続けるとともに、子どものネグレクト (育児放棄)、少年非行、また少年労働の法的保護の問題に取り組んだ。1923年の著書『少年および青年の犯罪との闘争 (社会・法的概観)』(上掲リスト16) では、西ヨーロッパとロシアにおける青少年犯罪の事態を各種統計資料を駆使して概観した上で、その犯罪要因が各種の「子どもの不保護」として多側面から検討される。また、同時期の著書『児童および未成年者の労働の保護立法』(上掲リスト17) でも、特にその保護のための立法的な対応措置の必要性が強調されている。

リュブリンスキイは、同時に、1925年からレニングラード母性・乳児保

32) さらにエヴセーエフ (前掲注5) の紹介するところでは、1918年から1921年にかけての国内戦と混乱の時期、リュブリンスキイは交通人民委員部で技術・経済出版部局の部長を務めて収入を得ていた、とされる。在職中に小さな著作『鉄道の電化の問題について』(Люблинский П. И., К вопросу об электрификации железных дорог, Пг., 1920) が出版されている。

護研究所（1935年からレニングラード小児医学研究所、現サンクト・ペテルブルグ小児医学大学）の社会・法律部門を率い、1928年にレニングラード母性・乳児保護研究所（1935年からレニングラード小児医学研究所、現サンクト・ペテルブルグ小児医学大学）の社会・法律研究部門にも加わった。リュブリンスキイは同研究所での勤務中、新しい社会情勢における女性と子どもの権利の法的保護の基礎を築くべく活動し、特に「婚姻、家族および後見に関する法典」（1926年）など、新しい法律の制定とその実践に関する規範や規定の作成に参加した³³⁾。その過程で、研究所の社会・法律研究部門は、養子縁組、結婚、離婚に関するロシアおよび諸外国の統計データ、西ヨーロッパ、アメリカ、ロシアの法律による既婚女性の法的地位、婚外子の法的地位、子どもの権利の状況、母子ホームレスなどに関する報告書を作成した。

またこの時期の特徴的な研究として、『若い累犯女性』（上掲リスト21）がある。犯罪者人格および犯罪現象に関する全ウクライナ研究室の叢書の一冊として刊行された本書では、若い女性の再犯・累犯に焦点が当てられている。リュブリンスキイによれば、「最初の犯罪を犯して刑務所に入った後、女性はすぐに坂道を転げ落ち、まとうな労働生活に戻れるだけの力を自分の中に、そして他人の支えを見つけることはまれである。新たな前科が次から次へと出てくる。そして数年後には、完全に出来上がった典型的な職業犯罪者が目の前にいる。」ここでリュブリンスキイは、若い女性の再犯に至る各種の原因事情を調査している。

リュブリンスキイの指導の下での社会・法律部門の活動はきわめて実際的・具体的なものであり、たとえば子どもを持つ働く母親の社会的・生活的条件の研究については、レニングラードの12の大規模な工場・プラント

33) この法典は、家族関係のうち、主に非財産関係を単一の法典によって規制するという、今日に至るロシア家族法の基本枠組みを形成したものであった。他方、同法典は、「家族消滅論」を背景に、事実婚主義、一方配偶者の意思のみによる離婚、父子関係の母親の届出のみによる確定などの一連のラディカルな制度を採用したが、「家族強化論」を背景とする1944年7月8日のソ連邦最高会議幹部会令によって、法律婚主義への回帰、裁判所による厳格な離婚手続の導入、婚外子の父子関係確認の禁止などの改変を被った。

の労働者における扶養手当の支給の範囲、額、条件を決定するための具体的な調査、避妊具の使用の社会的側面と人工妊娠中絶が女性の労働生産性に及ぼす影響の研究などが含まれていた。彼は、子どものためのポリクリニック施設における社会的・法的活動の方法論の開発と、母子保護センターにおける社会的・法的支援事務所の組織化に多大な注意を払った。多くの問題について、同部門は政府当局に提出する立法決議を起草した。たとえば、第4回全連邦母子保護会議（1929年）でのリュブリンスキーの報告「社会・法律研究室とその仕事の方法論」の提言内容は、保健人民委員会によって、この分野における仕事の組織化のための指令として採用された³⁴⁾。

刑事政策領域での研究

リュブリンスキーのこの時期の研究活動について注目されるのは、1924年に公刊された『外国法およびソビエト法における執行猶予』（上掲リスト18）である。

本書のはしがきにも示されているとおり、既にロシアの裁判実務において執行猶予制度は活用されており、この制度が“プロレタリア刑法の目的への基本的なアプローチ”的一つとして、各種裁判所の実務に定着している。しかしながら、われわれは未だその適用の本質と性格の正しい理解には至っていない。それゆえ、「本書の目的はソビエト司法の実務における執行猶予制度を研究し現行の執行猶予に関する立法を分析批判し、その刑事政策的な意義をあきらかにすることにある」とされる。

リュブリンスキーが執行猶予制度の刑事的・政治的意義に注目するのは、彼の理解するところ、「執行猶予こそ徐々に確認されつつある、刑罰一般が条件的・相対的ものであるという原則の一つのあらわれであるとみなし、処罰することよりは予防することの方がはるかに良いという真理の承認に立脚する刑事政策の先進的な理念こそ、この制度にとくに重要な意義を与え

34) См. Микиртичан Г. Л., Роль П. И. Люблинского в создании социально-правовой охраны материнства и детства, «Бюллетень Национального научно-исследовательского института общественного здоровья имени Н. А. Семашко», 2015, № 3.

る³⁵⁾」からである。本書の冒頭では、アメリカ、ヨーロッパの法制における執行猶予制度を紹介し、次いで革命前のロシア、10月革命以降の実務と立法における執行猶予を概観し、刑事政策の観点から見た執行猶予制度について検討して、最後に、執行猶予に関する現行法の望ましい改正について述べている。その際、最も重視されているのは、犯罪者の危険性と再犯可能性の裁判所による評価の実質化ならびに執行猶予を適用された者の居所登録、行状についての継続的な監督の制度化である³⁶⁾。そのような法整備と執行制度の確立の上に、しかし、「この手段が実務において成功を収めるためには、この手段の適用についてのあれこれの前提あるいは形態を法律において定めることでは不十分である。裁判官たちに、犯罪との闘争におけるその意義と意味を実務にもとづいて明らかにし、その助けにより明らかとなる予防的感化の個別化を示し、それを現実に組織する実際的な手段を彼らに与えなくてはならない。³⁷⁾」そのような条件の下にのみ、この手段の適用の場当たり主義を回避し、現実生活におけるその幻想からも、その適用が国内での犯罪の増加を助長すると嘆くことからも、抜け出すことができよう、というのがリュブリンスキーの結論である。

リュブリンスキーの1933年の著作『アメリカの警察、裁判所および刑務所』（上掲リスト22）は、同年の春に彼が国立犯罪研究所の資本主義諸国の刑事政策部会でおこなった4報告のうち、「北米合衆国における警察・検察・司法機構の崩壊」、「北米合衆国における刑事司法と黒人に対する超法規的抑圧」および「北米における近年の刑務所」の3本を論文としてまとめたものである³⁸⁾。各報告はアメリカの各種行政統計、新聞・雑誌に公表

35) Люблинский П. И., Условное осуждение в иностранном и советском праве, М. 1924, стр. 4.

36) См. там же, стр. 119 и сл.

37) Там же, стр. 127.

38) 第4の報告「北米合衆国における被拘禁者労働の搾取」については、別の論文集（Карательная политика капиталистических стран. Сборник статей / Отв. ред: Кумыкин Н. Н. - М., 1933.）に収録され、公刊されている。

された数値資料や論説を丹念に紹介し、考察を加えている。

特異なのは、本書に付された当時研究所長を務めていたヴォルコフ（Волков, Григорий Иванович, 1890/92-1938）の序文である。その中でヴォルコフは、この著作はソ連邦の読者にはほとんど入手不可能で、そのためよく知られていない現代アメリカの問題状況についての資料を提供してくれる、と評価している。アメリカの公式機関やブルジョア犯罪学者たちの提供する資料の一行一行が、アメリカの裁判所、警察、刑務所に蔓延する暴力、無法、賄賂、階級的な憎悪、残虐性、虚偽、腐敗を叫んでおり、そのような資料の説得力によって、リュブリンスキー教授の著書は高い価値を持っている、とする。しかし同時に、この序文が注目されるのは、その全体を貫いている著者への非難と攻撃の言辞である。序文は「リュブリンスキー教授はマルクス主義者ではない」と強調し、「彼の報告は重要かつ包括的ではあったが、北米合衆国の実際の政治像を歪曲するような記述が多く、部会から厳しく批判された」と述べている。そして、批判によって修正された後も、この本には、なお批判されるべき多くの記述があり、とりわけ著者によって与えられた事実資料の展開が現代の帝国主義アメリカについての社会経済的、階級的分析に十分基づいていないことが挙げられる、と決めつけている³⁹⁾。リュブリンスキーに対する当時の公的な評価がここに示されている⁴⁰⁾。

39) このヴォルコフ（Волков, Григорий Иванович）であるが、公式ページで確認されるかぎり、問題の1933年には国立犯罪研究所の所長であった模様。その後が、1934-35年には名簿上から削除され、36年には『刑事政策の諸問題』誌の編集者として登場したりした後に、1937年8月に逮捕され、1938年2月8日、ソ連邦最高裁の軍事部会によって“スパイおよび反革命テロ組織への参加”を理由として銃殺刑の判決を受け、即日処刑されたとされている（1997年10月、名誉回復）。であれば、そのような彼の運命についてはリュブリンスキーも直接目にしていたということであろうか。

40) 同時期の、さらに露骨な批判をスラーヴィン（Славин, Илья Венедиктович）に見ることができる。「最も危険な害虫の種類があり、その害虫は、害虫としての活動において最大限の慎重さを示し、ほとんどの場合、沈黙の戦術を採用している。白軍にとって彼らは“仲間”であり、“自己犠牲”的に彼らの社会的使命を果たし、自分の立場を譲らず、そのつどに自身の存在をアピールしている。より機動的に行動し、その活動をより成功させるため、

優生学へのかかわりなど

補足的にここで指摘しておくべきは、リュブリンスキーノートの多才な学術活動の一面として彼がロシアにおける優生学運動の発展に貢献し、優生学に関する多側面からの問題研究を行い、著作を残していることである。

進化論と遺伝学を人間に当てはめ、その遺伝的な質を向上させることにより人間社会の諸問題の解決と発展を図ることを目的とする科学として、19世紀後半にフランシス・ゴールトン（Francis Galton, 1822-1911）により首唱された「優生学（eugenics）」は、ヨーロッパ諸国とアメリカ合衆国を中心に、各種学問領域⁴¹⁾と社会運動、立法や国家施策に至るまでの、広範な影響を及ぼした。

ロシアの場合、ゴールトンの主著『遺伝的天才（Hereditary Genius）』（1869年）の最初のロシア語訳はすでに1874年に刊行されていたが、当時は特に注目されず、彼のその他の著作も出版されなかった。しかし、20世紀に入ると、西ヨーロッパでの流行に影響されて、ロシアでも医師、人類学者、法律家、教育者、生物学者たちは、それぞれの専門分野に関連する優生学の側面を取り上げ、その考え方や研究は広範囲に及んだ。ただし、法律学の場合、多くの法律家は欧米の優生学界で流行していた「生来の犯罪性」の考え方や、囚人の不妊手術の提案には懐疑的であったとされる。すでに1912年の段階で、リュブリンスキーノートは、その当時米国各州で採択されていた一

彼らはマルクス主義者であると公言するか、マルクス主義に共感していることをほのめかす。その中には、彼らの著作にはそのことを示す要素はまったく見られないにもかかわらず、社会主义建設協力科学技術者協会に潜入する者もいる。この種の学者に、リュブリンスキーノートが含まれている。』 Славин И. Вредительство на фронте советского уголовного права (Л., 1931), стр. 58. だが、そのスラーヴィン自身も、1936年に処刑されている。これもまた、この時代を象徴する陰鬱なリストの一部である。

41) 刑法学の領域でも、ビンディングやリストの優生学への傾倒が指摘される。参照、ミヒャエル・フェルスター「不法に仕えた法律家（4）」立命館法学389号401頁以下、朴普錫「刑法における発展思想（1）」立命館法学373号144頁以下。

連の優生保護的な断種法について、詳細な批判的分析を発表した。また、教育者や心理学者も、「遺伝的精神薄弱」の考え方を同様に批判的に評価し、いわゆる「遅れた子どもたち」は、まったく普通の社会の一員になることができると主張していた。1914年1月に開催された第1回国民教育会議で、ハリコフ大学のオルシャンスキー教授 (Исаак Григорьевич Оршанский, 1851-1923) が「遺伝と退化」と題した報告を行い、会議は「児童犯罪、自殺、障害、墮落との闘いに関する決議」を採択したが、その中で「遅れた子どもたち」の再教育のための専門学校の設立を求めたことが象徴的である。

革命後、母性と乳児保護が政府の保健と社会政策の主要な方向性のひとつとなり、その専門部局が保健省と社会保障省に設置されるについては、優生学者たちの貢献も大きかったと評価されている。1920年12月、著名な優生学者コリツォフ (Николай Константинович Кольцов, 1872-1940) は第1回全ロシア母子保健会議で「保健人民委員部の母性および乳児保護の業務のための科学的基盤としての優生学」と題した報告を行った。コリツォフは、優生学と母性および乳児保護の問題の自然な橋渡し役となった墮胎の問題に報告を捧げた。コリツォフの演説を受けて、会議は「優生学、母子保護の両方の観点から、墮胎の蔓延は最大の悪である」と認めることになった⁴²⁾。優生学に長い間関心を持っていたリュブリンスキーは、同時期、母性と乳児保護の問題のロシアおよび海外におけるさまざまな法律問題について検討する中で⁴³⁾、コリツォフとの関係を深め、1925年にコリツォフとともに『ロシア優生学雑誌』の共同編集者となっている。

さらに、優生学とは直接には関係しないが、リュブリンスキーは文学史

42) См. Кременцов Н. Л., От «звериной философии» к медицинской генетике: евгеника в России и Советском Союзе, «STUDIES IN THE HISTORY OF BIOLOGY», 2014. Vol. 6. No. 2, p. 34.

43) См. напр. Люблинский П. И. Евгенические тенденции и новейшее законодательство о детях // Русский евгенический журнал. 1925. Т. 3. С. 3-29.

家の中で、ロシアの代表的詩人であるプーシキンの家系の歴史研究者として知られていた。1937年は、大詩人の没後100年という節目に当たっており、この時期プーシキンの生涯や作品の様々な側面に関する多くの著作が出版されたが、リュブリンスキイもプーシキンに関する論文をいくつか発表している。特に1936年には、プーシキンの書庫から発見された、これまで知られていなかったヴォルテールの自筆本に関する論文が出版されており、1938年には、『文学資料』第1巻にリュブリンスキイによる「プーシキンの先祖の家族の過去から」というかなり大きな論文が掲載されている⁴⁴⁾。

ついでながら、リュブリンスキイは、また稀観書の収集家でもあった。彼の図書室には約1万冊の蔵書があり、そのうち1千5百冊は貴重な古い印刷本であった。あるいはそれらの一部は父親の収集したものであったかもしれないが、リュブリンスキイの死後、1945年、ロシア共和国政府閣僚會議の決定により、この図書資料はレニングラード国立大学に譲渡された。

あとがき

リュブリンスキイの刑法研究に関連して、さらに述べるべきことは少ない。彼はその優れた言語能力と問題に関する鋭い感覚とを持って、ロシア刑法学のまさに動乱の時代にあって伝統的な研究活動を行い、またとりわけ少年非行と刑事法における母性保護の問題について、実践的にもその解決に乗り出した、稀有の存在であった。

リュブリンスキイが、ドリーリ（Дмитрий Андреевич Дриль, 1846–1910）の死に際して述べた言葉は、あたかも自分自身に捧げたネクロローグである

44) См. Люблинский П. И. Неизвестный автограф Вольтера в бумагах Пушкина // Пушкин: Временник Пушкинской комиссии. М.-Л.: Изд-во АН СССР, 1936. [Вып.] 2. с. 257–265 и также см. Люблинский П. И. Из семейного прошлого предков Пушкина // Литературный архив: материалы по истории литературы и общественного движения. Т. 1. М.-Л.: Изд-во АН СССР, 1938, с. 159–221.

かに聞こえる。「もし研究者がここで新しい考え方を見いだせないことがあつたとしても、人間の悲しみに対する熱烈な共感を常に見いだせるだろう。人間の悪徳に対する闘いの手段は、悪徳そのものと同じくらい古く、不变のものだが、抽象的な規定から悩める心の叫びとなるたびに、それらは新たな力、新たなエネルギーを獲得する。古い真理は、時として最も崇高な真理となる。そして、若々しい信念をもってそれらを旗印に掲げ、自分の理想とした者の功績は偉大である。⁴⁵⁾」

しかし、最後に、これまでこの時期のロシア刑法学と刑法学者とに関心を持ってきた筆者にとってリュブリンスキーが特に目を引くのは、その研究領域のきわめて多様・広範囲であり、業績において多産であったことに加えて、やはり、彼が1938年末に唐突に、“不慮の事故によって”死んでいるという事実である。宿命の1938年。ソビエト時代の社会史に関心をもつ者にとって、その日付け自体が不吉な印象を与えるが、さらに、彼の死は事故によるものではなく自殺だという情報も存在するとあれば、あらためて彼の研究その他の活動の実態についての関心は募らざるをえない。

リュブリンスキーの孫にあたるリディア・リュブリンスカヤが2021年に発表した隨想の中で、祖父は1938年をピークとする“肅清”の波が身辺に及ぶことを懸念し、偽装した反動分子、ドイツあるいは日本のスパイなどの荒唐無稽な嫌疑の下に逮捕・拷問され、処刑された場合の妻子への影響をおそれ、それよりは自身を将来の学問的な評価に委ねる方がましだ——等の衝動から、走行中の列車から線路に身を投げて自殺したと述べている⁴⁶⁾。ただし、リュブリンスキーの置かれていた状況の具体的な切迫性や、その下での彼の懊惱ぶりを裏付ける文書類などの資料はそこに示されていない。むしろ公式的には、彼に対してネクロローグを書いたポリヤンスキによれば、当時も、「リュブリンスキー教授は、自身の著作にマルクス・レーニ

45) Люблинский П. И. Памяти трех русских криминалистов. стр. 102, 103.

46) См: Люблинская Л., Один день из русской истории XX века // Изыщная словесность. 2021. N22. С. 24–30.

ン主義の方法論を法の問題の科学的な解明の基礎を与える唯一のものとして取り入れようとした旧い流派の法学者の中で、際だった位置を占めていた⁴⁷⁾」、ととらえられていたのであり、他方での、彼自身の内に抱えていたのであろう苦痛等については、それを確認するすべはない。

結局、リュブリンスキーノートの56歳での死の真相については不明のままでざるを得ない。

リュブリンスキーノートはレニングラードのプレオブラジエンスキユダヤ人墓地に埋葬された⁴⁸⁾。

47) Полянский Н., П. И. Люблинский: Некролог, «Социалистическая законность», 1939, №1, стр.105.

48) その墓標に刻まれた文字をインターネット上の写真から読み取ることは困難であるが、エヴァセーエフによれば、「労働は人間存在の本質であり、生きた喜びの源である。勤勉さは、社会全体を支える貴重な社会的特性である。」とだけ、刻まれているとのことである。

